

千葉県里山林保全整備推進地域協議会規約

制定	平成25年	7月18日
改正	平成27年	3月 9日
改正	平成29年	5月 9日
改正	平成30年	5月10日
改正	令和 3年	7月28日
改正	令和 4年	2月22日
改正	令和 5年	7月13日

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、千葉県里山林保全整備推進地域協議会（以下「地域協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 地域協議会の事務を処理するため、袖ヶ浦市長浦拓2号580番地148に事務所を置く。

(目的)

第3条 地域協議会は、森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、里山林の整備・保全を推進し、山村地域の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に関すること。
- 二 森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金に関すること。

第2章 会員等

(地域協議会の会員)

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 千葉県
 - 二 関係市町村
 - 三 里山活動に関わるNPO法人等
 - 四 学識経験者
- 2 森林・山村多面的機能発揮対策交付金を実施する活動組織が活動する 森林の所在する市町村は地域協議会に加入し当該活動組織の申請、実績報告書を受理するとともに、その確認と現地の実施状況の確認を事務局と協力して行う。
 - 3 会員は第4条に係わる事業を行わないとき、地域協議会にその旨を届け出ることで休会できる。休会の間は当協議会における事業等を行うことはできない。また、本協議会に関わる活動の再開を希望するとき、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 地域協議会に次の役員を置く。

- 一 会長1名
 - 二 副会長1名
 - 三 監事2名
- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は平成34年3月までとする。

- 2 増員における任期は、現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、地域協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長とする。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があつたとき。

二 第8条第3項第三号の規定により監事が招集したとき。

三 その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 総会は会長が招集する。また、前条第4項第一号の規定により請求があつたときは、会長は、その請求のあつた日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所（書面決議をもって行う場合は、書面決議の基準日及び提出先）、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1票の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項にのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

6 書面決議をもって行う場合においても、第1項から第4項の規定を準用する。

但し、出席者は書面参加者を読み替える。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

二 年度事業報告及び収支決算に関すること。

三 諸規程の制定及び改廃に関すること。

四 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関すること。

五 森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金の実施に関すること。

六 その他地域協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 地域協議会規約の変更
- 二 地域協議会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員の解任

(書面又は代理人による議決)

- 第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催日の前日までに地域協議会に到達しないときは、無効とする。
 - 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を地域協議会に提出しなければならない。
 - 4 第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び開催場所
 - 二 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
 - 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。
 - 4 前項の規定に関わらず、会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 一 総会があつたものとみなされた事項の内容
 - 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - 三 総会の決議があつたものとみなされた日
 - 四 書面の作成に係る職務を行つた者の氏名
 - 5 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

- 第 20 条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、特定非営利活動法人 ちば里山センターに事務局を置く。
- 2 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
 - 3 事務局長は、第 2 項の責任者の中から会長が任命する。
 - 4 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、処理する。

(業務の執行)

第 21 条 地域協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- 一 事務処理規程
- 二 会計処理規程
- 三 文書取扱規程
- 四 公印取扱規程
- 五 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 22 条 地域協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 6 章 会計

(事業年度)

第 23 条 地域協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 24 条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 森林・山村多面的機能發揮対策交付金
- 二 森林・山村多面的機能發揮対策推進交付金
- 三 その他の収入

(資金の取扱い)

第 25 条 地域協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 26 条 地域協議会の事務に要する経費は、第 24 条第 1 項第二号の森林・山村多面的機能發揮対策推進交付金及び同条第三号のその他の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第 27 条 地域協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 28 条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 30 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 年度事業報告書
- 二 収支計算書
- 三 正味財産増減計算書
- 四 貸借対照表

五 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を林野庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該年度の年度事業報告書及び次年度の年度事業計画書
- 二 当該年度の正味財産増減計算書及び財産目録及び貸借対照表
- 三 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

第7章 地域協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第30条 この規約及び第21条各号に掲げる規程を変更した場合は、会長は、遅滞なく、林野庁長官に届け出なければならない。

(事業終了後及び地域協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第31条 第4条第一号及び第二号の事業が終了した場合並びに地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額にあつては林野庁長官に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第8章 雜則

(細則)

第32条 実施要綱その他この規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年7月18日から施行する。
- 2 地域協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 3 地域協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第27条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本地域協議会の設立初年度の会計年度については、第23条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成26年3月31日までとする。
- 5 この規約は、平成27年3月9日から施行する。
- 6 この規約は、平成29年5月9日から施行する。
- 7 この規約は、平成30年5月10日から施行する。
- 8 この規約は、令和3年7月28日から施行する。

9 この規約は、令和 4年2月22日から施行する。

10 この規約は、令和 5年7月13日から施行する。